

勤務税理士・職員の加入には 事業主の加入が必要と なりますのでご注意ください!

事業主(代表の社員税理士)の以下の変更より、本人および勤務税理士*・職員までも加入継続できず喪失するケースが多発しています。

- ・開業税理士から所属税理士に変更したが、所属先の事業主が組合に加入していない
- ・事業主が協会けんぽ等の他保険者へ加入したことにより組合を喪失

組合においては事業主の加入が必須条件となっているため、事業主が他保険者に加入している場合は組合に加入することができません。(組合規約第7条)

事業主の税理士区分や健康保険等の変更をされる際は、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

※勤務税理士とは

所属税理士=勤務税理士となります。(税理士法人の場合、代表社員以外の社員税理士についても「勤務税理士」となります。)
【規約第6条第4号】

第三者行為にあつたとき

届出のお願い

交通事故や喧嘩等の第三者の行為によって負傷し、一時的に保険証を使用して治療を受けたい場合、または受けた場合は、**必ず**組合にご連絡をお願いいたします。

※自損事故の場合も届出の対象となります。

届出が必要な理由

第三者の行為により負傷したときの治療費は、**本来加害者が負担するもの**ですが、保険証を使用して治療を受けた場合、加害者が支払うべき治療費を**組合が立て替えて支払う**こととなります。

後日、組合が加害者に対してその費用を請求する際に必要な情報となるため、届出が必要となります。

注意点

① 組合員の方に費用の全額、または一部を負担していただくことがあります

- ・届出がなかった場合
- ・届出後、組合が加害者側に請求したが、被害者(治療を受けた被保険者)側にも過失があり、過失相殺で組合が立て替えた治療費を100%回収できなかった場合
- ・加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまった場合
- ・国民健康保険法第60条および第61条の規定に違反し、給付制限にあたりと組合が判断した場合

② 業務中や通勤途中での負傷の場合は保険証を使用して治療は受けられません

労災保険からの給付を受けることとなりますので、労働基準監督署への手続きをお願いいたします。